平成２４年（フ）第９９９号
広島市中区鉄砲町５番16号
破産者　株式会社リビングコミュニケーションズ（旧商号株式会社中国総合研究所）
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１２号
広島県廿日市市沖塩屋２丁目11番10号
破産者　香川佐惠子
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８７号
鹿児島県日置市伊集院町郡１丁目85番地
破産者　株式会社やまぐち
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
鹿児島県西之表市西町7088番地
破産者　有限会社たなか食堂
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
北海道旭川市１条通10丁目174番地２タカクワグレースビル１階
破産者　株式会社一タ高桑
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
北海道根室市昭和町３丁目92番地
破産者　森建設株式会社
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１５９５号
神奈川県茅ヶ崎市幸町20番18号
破産者　有限会社光南農場
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３５号
横浜市青葉区荏田町475―６　楡井ビル102号室・401号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区早渕１丁目31番20号
破産者　有限会社エーエムシー
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目13番13号
破産者　株式会社景環技術
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７号
静岡県浜松市南区三島町806番地の５
破産者　有限会社まるつ電業
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
沖縄県豊見城市字名嘉地190番地の１　ＮｅｗＳｈｉｎティルマ102
破産者　株式会社大真
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７９号
沖縄県那覇市壺屋１丁目５番１号
破産者　株式会社千翔
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２６号
千葉県山武市成東2422　小川光代方、住民票上の住所千葉県船橋市上山町２丁目333番65
破産者　小川　祐司
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１６０号
千葉県佐倉市上志津1816番地２　レクセルプラザ志津216号
破産者　大野由季芳
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３５６号
札幌市東区伏古８条４丁目７番11号
破産者　有限会社ムーンフード
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
宮城県栗原市志波姫北郷字大門72番１
破産者　ヒューマン・レジ株式会社
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
川崎市川崎区池田２丁目６番１号
破産者　有限会社秋山工業所
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
富山県高岡市明野町１番３号
破産者　ら・なあ～にこと亡西島才七相続財産
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１０４号
富山県高岡市戸出伊勢領173番地
破産者　株式会社三好製作所
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３１１号
名古屋市港区九番町４丁目６番地１
破産者　後藤建設株式会社
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９３号
愛知県あま市新居屋鶴田167番地
破産者　株式会社オフィスＫＯＢＡＹＡＳＨＩ
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１号
愛知県小牧市藤島町居屋敷249番地
破産者　有限会社ティー・ビー・ライフ
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部